○文部科学省告示第二十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	所在地	地域
出羽金沢城跡	秋田県横手市金沢字安本館	一番、二番、三番、四番、六番二、七番一、七番二、七番四、九番二
同	金沢中野字八幡平	二番
大桑城跡	岐阜県山県市大字大桑字椿野	三四九八番、四一二六番一
同	大字大桑字東市洞	四四五六番、四四六九番、四四七〇番、四四七一番、四四七二番、四四七三番、四四七四番、四四七五番、四四七七番
同	大字大桑字北市洞	四六三九番、四六四〇番、四六四三番
同	富永字薑	一一八六番一、一一八六番三
因幡国山陰道跡	鳥取県鳥取市青谷町露谷字漆ヶ坪	三五番一、三五番二、三五番三
同	善田字北鼻	七四番二、七四番三、七八番一、八一番一
同	養郷字宮ノ脇	四〇二番一のうち実測三四七四・九四平方メートル
同	養郷字辨財谷	四四七番、四四七番一
同	養郷字辨財谷南平	四七一番、四七二番
同	養郷字新林	五七四番、五七五番、五七六番、五七七番、五七八番、五七九番、五八〇番、五八一番、五八二番、五八三番、五八四番、五八五番、五八六番、五八七番、五八八番、五八九番、五九〇番、五九一番
同ノ一	養郷字上ミ濁池	六一〇番二
同東平	養郷字上ミ濁池	六一一番二のうち実測三九三・〇七平方メートル
同	養郷字西谷ノ一	六一四番のうち実測三九二・四一平方メートル

備考　一　筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鳥取県文化財担当部局及び鳥取市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

右の地域に介在する道路敷、鳥取県鳥取市青谷町露谷字漆ヶ坪三五番二に東接し同字辨財谷南平四七一番に北接するまでの道路敷、同養郷字辨財谷南平四七二番に南接する道路敷、道路敷、同養郷字上ミ濁池ノ一六一〇番二に西接し同養郷字上ミ濁池ノ一六一一番に東接するまでの道路敷、同養郷字西谷ノ一六一四番に南接する道路敷のうち実測九三・一九平方メートルを含む。

羽衣石城跡附十万寺城跡番城城跡	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字研石場	三四六番
同	字水ノ手	三六七番一、三六七番二、三六八番
同	字上ノ谷	三八七番
同	字下モ堤谷	九〇九番二八
同	字十郎谷	九一八番一
同	字二ノ上ノ谷	九三八番、九三九番一、九四三番、九四五番、九五五番、九五六番一、九五六番四
同	字番城	九五七番
同	字古城	九五八番一、九五八番二
同	字八幡平	九五九番、九六一番、九六三番、九六六番、九六八番一、九七一番、九七二番、九七四番、九七五番、九七六番、九七七番
同	字下夕ノ谷	九八一番一、九八二番一、九八三番一、九八四番、九八五番一
同	字上中谷	九八八番、九八九番、九九一番、九九二番、九九四番、九九六番、九九八番、一〇〇一番一、一〇〇二番二、一〇〇五番二
同	字笠ノ谷	一〇一〇番二
同	字小人谷	一〇一六番
同	字権隨ノ一	一〇四九番一、一〇四九番二、一〇四九番二三
同	字大生平	一〇七八番一
同	字拾万寺ノ一	一一〇二番一、一一〇三番、一一〇五番
同	字部屋ノ谷	一一一四番

右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字上中谷九八八番と同字上中谷九九番に挟まれ同字九九一番と同字上中谷九九二番に挟まれた無番地とでの道路敷、同字上中谷一〇〇九番に東接する同字笠ノ谷一〇一〇番二に挟まれ同字笠ノ谷一〇一一番に東接する同字小人谷一〇一六番と同字小人谷一〇一七番に挟まれ同字小人谷一〇一六番に囲まれるまでの道路敷を含む。

野中廃寺跡	高知県南国市元町一丁目	五八四番一、五八四番三、五八五番一、五八六番一、五八七番一、五八七番四、五八八番三、五九八番一、五九八番二、五九八番四、五九八番九、六〇一番一、六〇一番二、六〇二番一、六〇二番二、六〇二番三、六〇三番、六〇四番一、六〇四番二
同	駅前町一丁目	五八六番五、五九八番五

高知県南国市元町一丁目五九八番三と同元町一丁目五九九番二に挟まれ同元町一丁目六〇四番と同元町一丁目六〇五番に挟まれるまでの道路敷、同駅前町一丁目五八六